

## 別表六（二十四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の4第2項又は第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 特定経営力向上設備を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「同上のうち特定中小企業者等に係る額11」は、措置法第42条の12の4第1項に規定する中小企業者等のうち措置法令第27条の12の4第3項（中小企業

者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に規定する法人以外の法人が同法第42条の12の4第1項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等の取得価額の合計額を記載します。

4 「翌期繰越額26」の各欄の外書には、措置法第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六（六）「7」又は別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。

5 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。